

「R7 静岡市経済変動対策貸付特別利子助成金」 申請者向け Q & A

セーフティネット保証及び危機関連保証につきましては、登記簿上の所在地（本店）又は事業実態のある事業所の所在地（支店等）を所轄する市町村いずれにおいても認定を受けることが出来るため、本市が認定したセーフティネット保証及び危機関連保証対象者と利子助成対象者が一致しない可能性があります。

NO.	質問事項	回答
申請者及び申請について		
1	静岡市でセーフティネットの認定書を取得し、融資を受けたので利子助成は受けられますか？	<p>利子助成を受けるためには、以下の4点をすべて満たしている必要があります。ご自身が対象者かご確認ください。</p> <p>①融資貸付日に市内に主たる事業所を有していること ②信用保証協会の「経営安定関連保証（セーフティネット4号、5号）」又は「危機関連保証」を利用していること ③利子助成の申込日まで1年以上引き続き市内に主たる事業所を有していること ④納期が到来した静岡市の市民税を完納していること</p>
2	主たる事業所とは何ですか？	<p>法人の場合は、原則として本店又は静岡市内に登記のある支店を指します。</p> <p>個人事業主の場合は、売上又は従業員が最も多い事業所を指します。（主観的指標ではなく客観的指標と用いて判断します）</p>
3	<p><個人事業主の方> 静岡市内に住んでいますが、事業所は市外にあります。利子助成は受けられますか？</p>	No.1のとおり、申請時点において静岡市内に事業所があることが条件ですので、利子助成は受けられません。
4	<p><法人の方> 静岡市内に支店がありますが、本店は他市町村にあります。利子助成は受けられますか？</p>	本店が市外に所在する場合でも、市内に登記がある支店等が所在する場合（静岡市内の支店登記がある）で、かつ、静岡市の市民税を完納している場合は、対象となります。
5	<p><法人の方> 融資を受けた後、静岡市内から他市町村へ本店を移転しました。利子助成は受けられますか？</p>	「融資を受けた時点」及び「利子助成の申請時点」の両時点で静岡市内に主たる事業所があることが助成を受ける要件のため、対象外です。
6	<p>昨年度申請しませんでした。今年度、昨年度分も合わせて申請していいですか。</p>	今年度の利子助成の対象期間は、令和6年10月から令和7年9月までに支払った利息です。該当期間に支払った利息のみが対象であるため、昨年度分は申請できません。

7	<p>3つの銀行から借りましたが、市役所からの案内の郵便は1通だけでした。</p> <p>1つの銀行だけ記入したらよいですか。また、待っていれば他2行分の郵便も届きますか。</p>	<p>借入が複数ある場合は、以下のとおりに書類を用意してください。</p> <p>①申請書…両面ありますので、全ての金融機関の融資内容を1枚の申請書に記入してください。それでも書ききれない場合は、HPより用紙をダウンロードして対応してください。</p> <p>②誓約書兼同意書…1枚だけ書いてください</p> <p>③利子支払証明書…それぞれの金融機関毎に用意してください</p> <p>④取引明細照会票、返済事実が確認できる書類…それぞれの金融機関毎に用意してください</p> <p>⑤納税証明書…1枚だけ用意してください</p> <p>⑥（個人事業主の方）確定申告書写し、（法人の方）履歴事項全部証明書…1部だけ用意してください</p>
8	<p>自分が借りている融資が利子助成の対象になるか確認をしていただくことは可能ですか。</p>	<p>市では事業者が受けている融資の詳細については分かりかねますので、金融機関にお問い合わせください。</p>
10	<p>事業を廃業した場合、申請はできますか。</p>	<p>特別利子助成金の申込(申請)の日まで1年以上引き続き市内に主たる事業所を有している事業者が対象のため、すでに廃業された場合は対象外です。</p>
11	<p>個人事業主から法人(法人成り)した場合、法人から個人事業主に変更した場合は、何か資料を提出しますか。</p>	<p>通常の提出書類の他に、形態変更および債務移動の確認ができる上記書類を合わせて提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主から法人：法人用の提出書類一式 廃業届 債務引受承認契約書（債務移動確認のため） 代表者の市民税の納税証明書(※) <p>(※)個人事業主から法人成りされて1年未満の場合は、代表者の市民税の納税証明書を合わせて提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人から個人事業主：個人事業主用の提出書類一式 閉鎖事項証明書・個人としての開業届 債務引受承認契約書（債務移動確認のため） 直近の事業年度の納税証明書
取引明細照会票について		
12	<p>取引明細照会票は借入日から全ての期間を提出しなければいけませんか。</p>	<p>今年度の助成対象期間である、令和6年10月以降分だけで結構です。</p>
13	<p>利子助成対象の融資について、途中で完済(借換)しています。その際に提出が必要となる書類はありますか。また、借入期間はいつを記入すればよいでしょうか。</p>	<p>申請書類で中途完済したことがわからない場合、完済したことがわかる金融機関発行の「中途完済計算書」等を提出してください。</p> <p>なお、提出された「取引明細照会票」で中途完済時に発生した戻し利息等が確認とれる場合は提出不要です。</p> <p>様式第1号の利子助成金交付申請書における借入期間は、当初借入日から最終返済日迄（中途完済した場合は、中途完済日迄）をご記入ください。</p>

利息支払確認書類について		
14	「A：取引明細照会票」と「B：通帳のコピー」は、A・Bどちらも提出しなければいけませんか？	AかBのどちらかで結構です。 返済元金、約定利息、延滞利息等の内訳が分かる資料をご提出いただくので、B：通帳コピーには、返済予定一覧表も添付してください。
15	< A：取引明細照会票について > 取引明細照会票はどこで発行されますか。	借入した金融機関が発行します。 借入金融機関にご相談ください。
16	< B：通帳のコピーについて > 利子助成該当利息以外の「第三者に見られない記帳」は黒塗りしてよいか。	黒塗りしていただいて結構です。
17	延滞利息は対象となりますか。	対象となりません。 約定利息のみ利子助成の対象です。
18	リスク(条件変更)をしました。 特別利子助成の対象ですか？	融資後、当初3年間の約定利息が特別利子助成の対象です。 リスク(条件変更)により、元金返済棚上げを行っても、変更後の返済予定表に基づいて金融機関に支払う利子は、引き続き特別利子助成の対象となります。
納税証明書について		
19	納税証明書は写しを提出しても良いですか。	写しで結構です。 ただし、申請日時点において、 <u>期限が到来した直近の納税証明書</u> に限ります。
20	< 法人の方 > 法人で7月決算の場合や8月決算の場合は、どの納税証明書を提出したら良いでしょうか？	7月決算の場合は、9月末までの納期限の法人市民税を納付後、それが納付したことが確認出来る納税証明書をご提出ください。 8月決算の場合は、10月末までに提出される場合は、令和6年8月決算分の法人市民税、11月1日以降に提出される場合は、令和7年8月決算分の法人市民税の納税証明書をご提出ください。
21	< 法人の方 > 納税証明書の代わりとして、法人市民税の領収書を提出しても良いですか？	未納額の有無が確認できないため、領収書での提出は不可です。 各区役所で発行した法人市民税の納税証明書を提出してください。
22	直近の納税証明書は、直近が非課税だった場合、何を提出したら良いでしょうか。	非課税の場合でも、静岡市民税の納税証明書を提出してください。 非課税の場合は納税証明書に「非課税」の旨記載されます。
23	< 個人事業主の方 > 11月1日以降書類を提出する場合の納税証明書はいつ時点のものを出せばよいでしょうか。	11月1日以降に提出される場合は、令和7年10月31日が納付期限になっている「第3期静岡市民税」納付済の令和7年度の市民税納税証明書を提出してください。(未納額欄が4期分の金額のみとなっているもの)

24	<p><個人事業主の方> 他市に住民票があり、静岡市内に主たる事業所があります。納税証明書は、どこの納税証明書を提出したら良いのでしょうか？</p>	<p>静岡市市民税の納税証明書を提出してください。 発行できない＝静岡市に納税していない場合は、静岡市の市民税課に連絡し、「均等割り」の手続きをしてください。 均等割りの手続き完了後、①市民税課の担当者名、②均等割り手続きを終えた旨を電話にて産業振興課に伝えてください。 その後、産業振興課と市民税課の間で均等割り手続きが終了したことを確認します。 確認できた場合、今年度の申請に静岡市市民税の納税証明書は不要です。 (詳しくは、申請マニュアルをご確認ください)</p>
申請書について		
25	<p>複数の銀行から借入れをした場合や、複数回借入をした場合は、申請の方法はどうしたらよいですか？</p>	<p>借入が複数ある場合は、以下のとおりに書類を用意してください。</p> <p>①申請書…両面ありますので、全ての金融機関の融資内容を1枚の申請書に記入してください。それでも書ききれない場合は、HPより用紙をダウンロードして対応してください。</p> <p>②誓約書兼同意書…1枚だけ書いてください</p> <p>③利子支払証明書…それぞれの金融機関毎に用意してください</p> <p>④取引明細照会票、返済事実が確認できる書類…それぞれの金融機関毎に用意してください</p> <p>⑤納税証明書…1枚だけ用意してください</p> <p>⑥(個人事業主の方) 確定申告書写し、(法人の方) 履歴事項全部証明書…1部だけ用意してください</p>
26	<p><個人事業主の方> 住所欄に記載するのはお店の住所ですか？</p>	<p>住民票上の住所です。 店舗住所ではありません。 (確定申告書の青(白)色申告書1枚目で住民票上の住所と同一の記載がされているかを確認します)</p>
27	<p>市内の他の場所に引っ越しをしたため、確定申告をしたときと、現在の住所が違います。 追加の資料は必要ですか？</p>	<p>申請書記載の住所(引っ越し後の住所)と同一住所である静岡市市民税の納税証明書がある場合は追加書類は不要です。 異なる場合(申請書は引っ越し後の住所だが、納税証明書は引っ越し前の住所等)は、確定申告書および、現在の住所が確認できる資料を一緒に郵送してください。 例：住民票や免許証のコピー等 ※ご不明な点がございましたら産業振興課までお問い合わせください。</p>
28	<p><法人の方> 融資を受けた後、代表者が変わりました。申請書には新しい代表者を記入すればよいですか？</p>	<p>申請書に記載する代表者は、履歴事項全部証明書に記載されている現在の代表者を記載してください。 代表者を変更した後、変更登記をしていない場合(旧代表者が代表者として残っている場合)は旧代表者を申請者欄に記載してください。</p>

29	間違えて記入してしまいました。 修正液を使っていいですか？	修正液は使用できません。 二重線を引き、その上に正確な記載をしてください。 (申請書に押印がないため、訂正にも押印は不要です) ただし、支払利額の欄については、いかなる訂正もできません。 必ず新しい申請書に書き直してください。 支払利額を訂正して提出された場合、再度提出の依頼をさせていただきます。正しく書かれた書類を提出いただくまでは審査はストップします。再提出の依頼があった場合はすぐにご対応ください。
誓約書兼同意書について		
30	押印欄がありません。押印しなくてもよいでしょうか。	誓約書への押印は不要です。
31	役員等氏名一覧について 実際に会社に在籍している人だけを書けばいいですか。	履歴事項全部証明書に記載されている方全て記入する必要があります。 常勤役員だけではなく、履歴事項全部証明書に記載されている方全て(非常勤役員も含む)の氏名・住所・生年月日が必要です。
32	履歴事項全部証明書に記載されている人で、 失踪している、亡くなっている、連絡がとれない方がいます。	失踪・死亡・連絡がとれない等で、住所・生年月日が分からない場合は、住所欄に「いつ頃」「どのような状態」であるかを記載してください。 例：「令和6年5月に死亡」「令和2年10月より連絡が取れず不明」
請求書について		
33	押印欄がありません。押印しなくてもよいでしょうか。	請求書への押印は不要です。
34	日付欄を間違えてしまいました。	新しい請求書に書き直してください。
35	金額を間違えてしまいました。	新しい請求書に書き直してください。
36	<複数の銀行から該当融資を借り入れている場合> 請求書はそれぞれの銀行ごとに分けて記入すればいいですか。	1枚に全ての金融機関の利息を合計して記入してください。
37	借入金金融機関毎に分けて入金してほしいのですが。	1つの口座に合計金額をまとめて振り込みます。金融機関毎に分けることはできません。

確定通知書が届いた後について		
38	請求書の日付は、申請書と同じ日付を書けばいいですか。	請求書の日付は、確定通知書を受け取った日以降の日付を記入してください。
39	「振込先確認資料」とは何ですか？	請求書に記載した振込先が確認できる資料です。 銀行名、支店名、種別、口座番号、名義人名（フリガナ）が分かるものの写しをご提出ください。 例：通帳の表紙及び表紙裏面、小切手帳の表紙の写し、インターネットバンキングで上記情報が記載されたページのコピー等
40	当座預金のため通帳がありません。	当座勘定照合表や入金帳など利子の返済事実が確認できる書類をご提出ください。
41	インターネットバンキングを利用しているため通帳がありません。	インターネットから利子の返済事実が確認できる明細を印刷して提出してください。